

---

## 第3章 計画の概要

---

### (1) 基本理念

- ① 男女平等参画の推進は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければなりません。
- ② 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければなりません。
- ③ 男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければなりません。
- ④ 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければなりません。
- ⑤ 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければなりません。

(北海道男女平等参画推進条例第3条)

## (2) 本計画において改めて強調する視点

### ① 意識改革に向けた広報・啓発の推進

男女平等参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題であるとともに、あらゆる立場の人の理解を促すための教育や広報・啓発活動などは、全ての取組の根幹であることから、人々の意識の改革、理解の促進に一層努めていきます。

### ② 様々な分野における女性の活躍の促進

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立したことを踏まえ、「最大の潜在力」である女性の力を最大限に発揮していくことが緊要の課題であることから、男女が共に生き、働き、暮らしやすい地域社会の実現を目指し、女性の継続就業や再就職、起業、多様な働き方の支援等に努めます。

### ③ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護等の推進

男女の人権が尊重される社会を実現するためには、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の適切な保護及び自立を支援することが必要であることから、関係機関と連携しながら、暴力の防止や相談窓口の啓発及び相談から保護、自立まで切れ目のない被害者支援を行います。

## (3) 基本目標

### 目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

男女共同参画社会基本法が制定（平成11年6月施行）されて18年が経過しましたが、平成27年度道民意識調査において、社会全体での男女の平等意識に関し「男性が優遇されている」と感じる人の割合が約5割を占めています。

また、男女平等参画社会の形成における阻害要因の一つに、人々の意識の中で長い時間をかけて形作られてきた固定的な性別役割分担意識があげられます。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの、いまだ根強く残っていることからこれを解消し、男女が社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分発揮できる社会づくりが重要であるという考え方の理解を促進し、意識の変革を図ります。

## **目標Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり**

すべての人がその個性と能力を十分発揮し、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる男女平等参画社会の実現のためには、一人ひとりが自らの意志に基づき、自信と誇りを持って職場、家庭、地域などあらゆる分野に参画し活躍できることが重要です。

女性は人口の半分、労働力人口の4割を占め、子育て、介護、防災、地域活動など多くの分野で活動を担っていることや、「女性活躍推進法」が成立したことを受け、男女が各々の能力を十分発揮し仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい環境づくりと併せて、女性が政策、方針決定の場に参画できることや、結婚、出産などのライフステージに応じた働き方を選択できるなど、働く場における女性の活躍を推進します。

また、本道の基幹産業である農林水産業においては、依然として固定的な性別役割分担意識が強いことなどから、女性の農林水産業や商工業等の自営業における女性の経営参画や、女性の力を地域づくりに繋げるため、農山漁村等における女性の活躍支援を図ります。

## **目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現**

DVや性犯罪などは、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、男女平等参画社会の実現を著しく損なうものです。暴力を容認しないという意識の徹底と被害の防止、被害者の安全確保を図るとともに、男女が互いの身体の特徴を理解しながら心身ともに健康でいきいきと生活していくことは、男女平等参画社会を実現するために重要なことであり、特に女性は妊娠、出産や女性特有の疾患を経験する可能性があることから総合的な支援を図ります。また、ひとり親家庭や非正規雇用労働者など生活上困難に陥りやすいことから、これらの人々が安心して暮らせる取組の促進を図ります。

## (4) 計画推進の指標項目及び参考項目

### 1 指標項目

(目標値を設定し、計画の推進管理において成果を検証する際に用いる項目)

目 標	基 本 方 向	施 策 の 方 向	項 目  NO	現 状		目 標		関 連 計 画	備 考	
				現況値	年度 H:年度 h:暦年	目標値	年度 H:年度 h:暦年			
I	1	(1)	1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	46.1%	H27	60.0%	H34		道民意識調査
			2	(2) 2 全日制道立高等学校において、在学中に1回以上インターンシップを経験した生徒の割合	59.6%	H27	(50.0%)	(H29)	北海道教育推進計画	※次期計画において目標変更予定
			(3) 3	生涯学習の成果を活用している住民の割合	40.3%	H26	80.0%	H37	北海道総合計画	教育庁調「生涯学習に関する住民の意識調査」
II	2	(1)	4	道の審議会等における女性委員の登用率	37.6%	H28.4.1	40.0%	H34		
			5	道(知事部局等)の本庁課長級以上の職に占める女性職員の割合	6.0%	H28.4.1	8.0%	H31	特定事業主行動計画(女性活躍推進法)	
			(2) 6	道(知事部局等)の男性職員の育児休業取得率	3.7%	H27	10.0%	H36	第三期北海道特定事業主行動計画	
			(2) 7	育児休業取得率 (男性) (女性)	4.0% 81.2%	H27 H27	13.0% 90.0%	H37 H37	北海道総合計画	厚生労働省:「雇用均等基本調査」 経済部:「就業環境実態調査」
			8	年間総労働時間 (フルタイム労働者)	2,036時間	h27	1,922時間	h37	同上	厚生労働省「毎月勤労統計調査」
			(4) 9	女性(25~34歳)の就業率	70.6%	h27	全国平均値以上	h31	同上	総務省「労働力調査」
			(8) 10	ファミリー・サポート・センターの設置市町村	53市町村	H27	76市町村	H31	第3期子ども未来づくり計画	
			11	地域子育て支援拠点事業の実施数	383箇所	H27	398箇所	H31	同上	
			12	放課後児童クラブ設置数	987箇所	H27	1,016箇所	H31	同上	
			13	放課後子供教室の実施割合	58.6%	H27	(100%)	(H29)	北海道教育推進計画	※次期計画において目標変更予定

目 標	基 本 方 向	施 策 の 方 向	項 目  NO	現 状		目 標		関 連 計 画	備 考			
				現況値	年度 H:年 h:月	目標値	年度 H:年 h:月					
II	2	(8)	14	保育所入所待機児童数	94人	H28. 4. 1	(待機児童ゼロ)	(H29)	北海道総合計画	厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」※次期計画において目標変更予定		
			15	延長保育実施数	733箇所	H27	856箇所	H31	第3期子ども未来づくり計画			
			16	夜間保育の実施数	9箇所	H27	10箇所	H31	同上			
			17	休日保育の実施数	31箇所	H27	55箇所	H31	同上			
			18	子育て短期支援実施市町村	37市町村	H27	47市町村	H31	同上			
II	3	(1)	19	指導農業士の女性の割合	8.1%	H27	25.0%	H32	第5期北海道農業・農村振興推進計画			
III	1	(1)	20	配偶者等からの暴力(DV)の周知度	75.9%	H28. 9	90.0%	H34		男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)		
			3	(1)	21	健康寿命 (男性)  (女性)	71歳 (25位)  74歳 (26位)	h27	都道府県順位の10ランクアップ以上をめざし、健康寿命を延伸させる。	h37	北海道総合計画	厚生労働省科学研究「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」
					22	本道の成人の週1回以上のスポーツ実施率	59.0%	H26	65.0%	H37	同上	環境生活部調「スポーツに関する実態調査」
					23	子宮頸がん検診、  乳がん検診受診率	(子宮頸がん)  (乳がん)	33.1%  31.5%	H25  H25	(50.0%以上)  (50.0%以上)	(H29)  (H29)	北海道がん対策推進計画
24	常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数	21箇所	H27	(21箇所)	(H29)	北海道医療計画	※次期計画において目標変更予定					

2 参考項目

目標	基本 方向	施策の 方向	項 目 NO		現 状		備 考	
					現況値	年度		
I	1	(1)	1	社会全体のあらゆる分野で男女の地位が平等と感じる人の割合	16.3%	H27		
			2	市町村における男女平等関連事業・イベント開催数	48回	H27		
			3	男女平等参画グループのホームページアクセス数	86,947件	H27		
	2	(2)	4	家事等に携わる男女別総平均時間 (1日、週全体平均)	(男性) 38分 (女性) 216分	H23	※5年毎調査	
			5	公立中学校における職場体験の実施状況	98.4%	H27		
			6	大学のキャンパス・セクシュアル・ハラスメント対策要員の配置数	48/48校 (447人)	H28		
			7	4年制大学への男女別進学率	(男性) 41.5% (女性) 31.7%	H28		
			8	大卒者の大学院等への男女別進学率	(男性) 15.8% (女性) 8.1%	H27		
			(3)	9	大学院の社会人入学者に占める女性の割合	44.6%	H28	
			II	2	(1)	10	道議会議員に占める女性の割合	8.3%
11	市町村議会議員に占める女性の割合	10.8%				H26		
12	道議会議員立候補者(統一地方選)に占める女性の割合	15.7%				H27		
13	市町村の審議会等委員に占める女性の割合	21.5%				H27		
14	医師における女性の割合	14.5%				H26		
15	企業、各種機関・団体等の管理的業務における女性の割合	13.6%				H26		
16	女性公務員の管理職への登用率	(道) 3.8% (市町村) 11.2%				H27 H27		
17	公立学校の校長、副校長及び教頭に占める女性の割合	7.7%				H27		
18	道及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員を1人以上含む教育委員会の割合	93.8%				H27		
19	道の採用者に占める女性の割合	42.9%				H27		
(2)	20	育児休業制度普及率				51.0%	H27	
	21	介護休業制度普及率				43.4%	H27	
	22	育児休業制度利用者の男女別割合				(男性) 6.7% (女性) 93.3%	H27	
	23	介護休業制度利用者の男女別割合				(男性) 41.7% (女性) 58.3%	H27	
	24	年次有給休暇取得率				42.5%	H27	
	25	メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合				26.5%	H27	
(3)	26	男女の平均賃金の格差				(男性) 318.5千円 (女性) 231.2千円	H27	
	27	新卒(就職希望)者の男女別就職(内定)割合				(男性) 95.3% (女性) 95.8%	H27	
	28	世代別女性の労働力人口比率(年平均)				(25~29歳) 77.3% (30~34歳) 70.1%	H27	
	29	平均勤続年数の男女別の割合			(男性) 13.0年 (女性) 8.6年	H27		

目 標	基本 方向	施策の 方向	項 目 NO		現 状		備 考	
					現況値	年度		
Ⅲ	2	(3)	30	セクシュアル・ハラスメント対策を実施した事業所の割合		40.9%	H27	
			31	男女別の完全失業率（年平均）		3.4%	H27	
					(男性)	3.5%		
			32	公共職業訓練受講者の就業率		86.0%	H27	
				(施設内)	74.2%			
33	地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数		578人	H27				
	(4)	34	20歳から34歳までの就業率		75.0%	H27		
Ⅱ	3	(1)	35	農業協同組合の正組合員における女性の割合		17.2%	H27	
			36	農業委員会の女性の割合		4.0%	H27	
	4	(1)	37	町内会長に占める女性の割合		2.8%	H27	
			38	PTA会長に占める女性の割合		5.9%	H27	
			39	ボランティア活動時間の男女別総平均時間		3分	H27	
					(1日、週全体平均)	3分		
	40	女性センター（複合施設の一部機能含む）等の設置数		10施設	H27			
		(2)	41	全道の女性消防団員		1,945人	H27	
Ⅲ	1	(1)	42	配偶者暴力相談支援センター、民間シェルターへの相談件数 （うち、配偶者・パートナーからの暴力）		16,426件 (9,756件)	H27	
			43	配偶者暴力防止法に基づく緊急一時保護施設数		12施設	H27	
			44	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度		28.7%	H23	
			45	市町村における配偶者暴力相談支援センターの数		4カ所	H27	
	2	(1)	46	高等技能訓練促進費等事業（各市町村の事業実施率）		97.5%	H27	
			47	自立支援教育訓練給付金事業（各市町村の事業実施率）		97.5%	H27	
		(2)	48	シルバー人材センター登録者に占める女性の割合		28.6%	H27	
			49	市町村老人クラブ連合会の女性会長数		2人	H27	
			50	60歳から64歳までの就業率		73.1%	H27	
	51	障がい者の実雇用率（民間企業）		1.95%	H27			
	3	(1)	52	特定健康診査の男女別受診率		25.0%	H27	
					(女性)	28.8%		
			53	自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）		19.5%	H27	
		54	人工妊娠中絶の件数及び率 （女子人口千対）		8,664件 (8.2人)	H27		
		(2)	55	周産期死亡率		4.1%	H27	
			56	妊娠11週以下での妊娠の届出率		91.3%	H27	
		57	出生1万人当たりNICU（新生児集中治療管理室）病床数		135床	H27		
総合的な推進			58	男女平等参画苦情処理委員への苦情申出受理件数		0件	H27	
			59	男女平等参画推進条例に基づく知事への申出件数		701件	H27	
			60	条例又は基本計画を策定している市町村数		18市町村	H27	
					(計画)	41市町村		